

第 5 9 号議案

ふじみ野市税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後のふじみ野市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）等の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。